

## 十日町市要援護世帯除排雪援助事業実施要綱

平成17年11月 1 日

告 示 第 3 0 9 号

十日町市除排雪援助事業実施要綱（平成17年十日町市告示第133号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、在宅の高齢者世帯、身体障がい者世帯及び母子世帯等に対し、除排雪に係る援助を行うことにより冬期間の生活の安全を確保し、在宅生活の継続を支援することを目的とする。

（利用対象者）

第2条 この事業の利用対象者は、民生委員の報告により自力ではその住家に係る除排雪が困難な別表第1に掲げる世帯であって、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 世帯員全員の市民税が非課税であること。

(2) 除排雪を援助する二親等以内の血族又は姻族（以下「親族等」という。）  
がいない世帯

(3) 世帯員のいずれもが他世帯の者の住民税の扶養親族となっていない世帯

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けていない世帯

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた世帯は、利用対象者としてすることができる。

（事業及び内容）

第3条 この告示に定める事業及び内容は別表第2のとおりとする。

（事業利用の申請）

第4条 前条に定める事業（以下「事業」という。）を利用しようとする利用対象者は、要援護世帯除排雪援助事業利用申請書（様式第1号）を民生委員経由で市長に提出しなければならない。

（事業利用申請の決定）

第5条 市長は、事業利用の可否を決定するときは、申請者である世帯の状況、構成員の身体状況、親族の状況及び行政区等を勘案した上で決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、その旨を要援護世帯除排雪援助事業利用決定（不決定）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（事業費の援助）

第6条 前条の規定により事業を利用できる旨の決定を受けた申請者（以下「援助対象者」という。）は、別表第3及び別表第4の定めるところにより当該除排雪に要する費用の一部について援助を受けることができる。ただし、援助対象者が災害救助法その他の法令（条例を含む。）の規定により、この告示による援助と同様の援助を受けている場合は、この限りでない。

2 前項の援助は、5千円又は千円を単位とする雪処理券の交付をもって行うものとし、千円未満の事業費の端数は、これを切り捨てる。ただし、燃料により除排雪を行う世帯に対しては、現金による援助を行うものとし、千円未満の事業費の端数は、これを切り捨てる。

(助成金の額の決定)

第7条 前条第2項ただし書の規定により、現金による援助を受けようとする者は、関係書類を添えて十日町市要援護世帯除排雪事業実績報告書兼請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績報告書兼請求書を受領したときは、その内容を審査のうえ、別表第5の定めるところにより援助の額(以下「助成金」という。)を決定し、十日町市要援護世帯除排雪援助事業助成額決定通知書(様式第4号)により援助対象者に通知する。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により助成金の額の決定を受けた者(以下「受給者」という。)に対して、助成金を交付するものとする。

2 受給者に対する助成金の交付は、口座振込の方法により行う。

(助成金の返還)

第9条 市長は、受給者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、当該助成金を返還させることができる。

(事業の委託等)

第10条 市長は、第6条に規定する雪処理券の交付により行う援助に関する事業を社会福祉法人十日町市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)に委託することができる。

2 委託を受けた社会福祉協議会は、事業の実施後において、その業務内容を市長に報告しなければならない。

3 委託を受けた社会福祉協議会は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成19年十日町市告示第211号)

この告示は、公布の日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則(平成20年十日町市告示第160号)

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年十日町市告示第48号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の十日町市要援護世帯除排雪援助事業実施要綱の規定は、平成20年12月1日から適用する。

附 則（平成23年十日町市告示第579号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行によりこの事業の利用対象者に該当しなくなる者であって、平成22年度にこの事業の援助を受けたものに対する援助については、改正後の十日町市要援護世帯除排雪援助事業実施要綱の規定にかかわらず、平成24年3月31日まで、なお従前の例による。

附 則（平成24年十日町市告示第3号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の十日町市要援護世帯除排雪援助事業実施要綱の規定は、平成23年12月1日から適用する。

附 則（平成27年十日町市告示第459号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年十日町市告示第8号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の十日町市要援護世帯除排雪援助事業実施要綱の規定は、平成29年度の援助事業から適用する。

附 則（令和元年十日町市告示第65号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年十日町市告示第10号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年十日町市告示第198号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年十日町市告示第180号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年十日町市告示第171号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

要援護世帯の区分	要援護世帯の要件
(1) 高齢者世帯	70歳以上の者で構成される世帯
(2) 母子世帯	配偶者のいない女子と義務教育終了前（15歳以下）の児童のみで構成されている世帯
(3) 身体障害者世帯	身体障害者福祉法施行規則に定める障害の級別が1級から4級までの障害者で構成される世帯
(4) その他の世帯	(1)から(3)までの世帯区分に属さない知的障害者世帯等の要援護世帯であって(1)から(3)までの世帯に準ずる世帯

別表第2（第3条関係）

事業名	事業の内容
(1) 屋根雪に係る除排雪援助事業	援助対象者に、その住家の屋根雪の処理に係る経費を援助するもの。ただし、援助対象者が居住していない建物及び冬期間不在となる住家は援助の対象としない。
(2) 玄関先等の避難路確保に係る除排雪援助事業	援助対象者に、その住家への通路を確保するために行う除排雪について、その経費を援助するもの。ただし、援助対象者が居住していない建物及び冬期間不在となる住家は援助の対象としない。

別表第3（第6条関係）

事業名	援助額
(1) 雪処理券	降雪期から翌年3月31日までの間において、別表第4に定める多雪区域は40,000円、その他区域は35,000円を限度とする。
(2) 融雪屋根	降雪期から翌年3月31日までの間において、別表第4に定める多雪区域は20,000円、その他区域は15,000円を限度とする。

別表第4（第6条関係）

地域	多雪区域（行政区）
十日町地域	津池、菅沼、大池、十日町赤倉、新水、宇田ヶ沢、中条菅沼、山新田、東枯木又、西枯木又、蕨平、三ツ山、上田原、池谷、笹之沢、落之水、池之平、孕石、長里、檜木、田麦、二ツ屋、船坂、塩ノ又、鉢第1、鉢第2、中手、中平、名ヶ山、二子、願入、漆島、池沢、野中、鍬柄沢、当間、大石、南雲、中在家、水沢市ノ

	沢、珠川
川西地域	室島、小脇、高倉、田戸、大白倉、小白倉
中里地域	東田沢、豊里、市之越、鷹羽、程島、東田尻、角間、葎沢、土倉、倉下、小出、西方、西田尻、原町、新里、重地、清田山、中里下山、田代
松代地域	松代、小荒戸、太平、松代田沢、千年、青葉を除く全域
松之山地域	全域

別表第5（第7条関係）

最大積雪深5観測所 平均値（※1）	援助上限額 （上段はその 他区域、下段 は多雪区域）	備 考
0 cm～99.9cm	0 円	※1 市の指定5観測所（十日町保健所、川西ダム、上山児童遊園地、松代支所、松之山支所）の初雪から2月末日の間の最大積雪深の平均値
	0 円	
100cm～199.9cm	10,000 円	
	15,000 円	
200cm～	15,000 円	
	20,000 円	

十日町市要援護世帯除排雪援助事業利用申請書

年 月 日

十日町市長 様

次のとおり要援護世帯除排雪援助事業の利用を申請します。  
 なお、対象者を決定するために世帯員の課税状況を調査することに同意します。

1 世帯状況等について

申請者 (世帯主)				性別	男・女
生年月日	年 月 日 ( 歳)			電話番号	— —
住所	〒 — 十日町市 (行政区 )				
世帯区分	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 身体障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 母子世帯 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
世帯 構 成 員	氏名	続柄	年齢	障がい者手帳 (種類・等級)	
		世帯主	歳	身体・療育・精神 ___級	
			歳	身体・療育・精神 ___級	
			歳	身体・療育・精神 ___級	
			歳	身体・療育・精神 ___級	
除雪場所	<input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 避難路 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
屋根の形状	<input type="checkbox"/> 人力 <input type="checkbox"/> 融雪[・灯油・電気・その他 ( )] <input type="checkbox"/> 落雪 <input type="checkbox"/> 耐雪 <input type="checkbox"/> その他 ( )				

2 除雪依頼者について (除雪を依頼する予定の業者または個人を記入してください)

例) シルバー人材センター、除雪業者、個人 等 (融雪屋根の場合は、記入不要)

優先順位	業者または個人名	住所	電話番号
1			— —
2			— —

【 裏面も記入してください 】

3 親族状況、世帯状況について (いずれかに○、もしくは必要事項を記入してください)

(1) 屋根雪や道路までの除雪について、親族から援助を受けることができますか?  
(※金銭的な援助も含む)

できる  できない

(2) 世帯区分が「その他」の方、もしくは特別な事情により申請する方はお答えください。

当事業を受けようとする理由を記入してください。

.....  
.....  
.....

4. 個人情報取扱いに関する同意 (同意する場合は、記名してください)

この申請書の記載事項を当事業の実施に使用し、事業の目的及び災害時の緊急事態に次の機関等に開示・登録することに同意します。

- 1) 市災害担当課
- 2) 十日町警察署
- 3) 十日町地域消防署
- 4) 地域包括支援センター
- 5) 担当地区の民生委員・児童委員
- 6) 十日町市社会福祉協議会
- 7) 除雪依頼業者

(申請者) \_\_\_\_\_

5. 民生委員・児童委員の確認 (この欄は担当民生委員または児童委員が記入します)

当申請書の内容及び家屋等の現状を確認しました。

(民生委員・児童委員氏名)

\_\_\_\_\_

<問合せ先>

年 月 日

様

十日町市長

（公印省略）

要援護世帯除排雪援助事業利用決定（不決定）通知書（雪処理券）

標記事業につき、申請のあった内容につき審査した結果、（多雪区域・その他区域）の対象世帯と認定いたしましたので通知します。

雪処理券を同封いたしますので、下記事項に従ってご使用ください。

記

1 使用期間

雪処理券が使えるのは、降雪期から 年3月31日までです。

自宅の屋根及び避難路（玄関から道路まで）の雪処理が対象です。

4月1日以降の除雪には使用できません。

2 使い方

(1) 除雪を頼む時

除雪を頼む前に、雪処理券での支払いの了解を得てください。

(2) 除雪をしてもらったら

除雪をしてもらった日にちを雪処理日の欄に記入してください。

右半分の「雪処理請求書」を切り取り、業者等に渡してください。

(3) 支払いについて

不足額は、直接業者等にお支払いください。

3 世帯構成などに変更がありますと対象世帯に該当しなくなる場合

がありますので、速やかに問い合わせ先までご連絡ください。

問合せ先

様

十日町市長  
（公印省略）

要援護世帯除排雪援助事業利用決定（不決定）通知書（融雪屋根）

標記事業につき、申請のあった内容につき審査した結果、（多雪区域・その他区域）の対象世帯と認定いたしましたので通知します。  
下記事項によりご協力をお願いします。

記

1 助成額

下表のとおり（今冬の最大積雪深に応じて決定します。）

最大積雪深5観測所 平均値（※1）	援助上限額 （上段はそ の他区域、 下段は多雪 区域）	備 考
0 cm～99.9cm	0 円	※1 市の指定5観測所（十日町保健所、川西ダム、上山児童遊園地、松代支所、松之山支所）の初雪から2月末日の間の最大積雪深の平均値
	0 円	
100cm～199.9cm	10,000円	
	15,000円	
200cm～	15,000円	
	20,000円	

2 助成方法

現金給付（申請者指定の金融機関口座へ振り込みます。）

3 振込予定日

年 月頃

4 書類の保管

屋根融雪のための燃料（灯油・電気等）の購入明細、使用明細、受領書等は大切に保管しておいてください。

年 月頃に購入状況等の確認のために提出していただきます。詳しくは、 月頃にご案内を送付いたします。

5 世帯構成などに変更がありますと対象世帯に該当しなくなる場合がありますので、速やかに問い合わせ先までご連絡ください。

問合せ先

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

様

十日町市長  
（公印省略）

要援護世帯除排雪援助事業利用決定（不決定）通知書

標記事業につき、申請のあった内容につき審査した結果、下記のとおり却下したので通知します。

記

却下理由

問合せ先

様式第3号（第7条関係）

十日町市要援護世帯除排雪事業  
実績報告書兼請求書

年 月 日

十日町市長 様

住 所 十日町市  
申請者（世帯主）

十日町市要援護世帯除排雪援助事業（融雪屋根）における燃料等購入実績を十日町市要援護世帯除排雪実施要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

なお、併せて助成金 円を請求します。

記

- 1 灯油等燃料費等購入明細書（領収書等別途添付）
- 2 助成金の振込先 ※申請者（世帯主）と同一名義に限る。

金融機関	銀行 農協 信用組合 信用金庫 労働金庫	支店	預金種別	普通 ・ 当座			
			口座番号	右詰めで記入してください。			
口座名義	(カタカナ)						
	(漢 字)						

ゆうちょ銀行（郵便局）の場合は下記に記入ください。（右詰めで記入してください）

※通帳の下段に表示されています。

ゆうちょ銀行 (郵便局)	【店番】				【口座番号】									
口座名義	(カタカナ)													
	(漢 字)													

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

様

十日町市長  
( 公 印 省 略 )

十日町市要援護世帯除排雪援助事業助成額決定通知書

年 月 日付けで利用決定した十日町市要援護世帯除排雪援助事業について、下記のとおり助成額を決定したので、十日町市要援護世帯除排雪援助事業実施要綱第7条の規定により通知します。

記

1. 助成額 円
2. 助成方法 現金給付（申請者指定の金融機関口座へ振込みます。）
3. 振込予定日 年 月 日頃

※振込通知は発送しませんので、振込予定日以降に入金の確認をお願いします。

問合せ先